

日医発第504号(保107)  
平成21年9月1日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長  
唐澤祥人

出産育児一時金等の見直しに伴う「受取代理」の廃止、直接支払制度実施に係る  
「資格喪失等を証明する書類」及び妊婦等への周知広報用シールの配布について

緊急の少子化対策として、出産に係る被保険者等の経済的負担を軽減し、安心して出産できるようにするため、健康保険法施行令等において所要の改正を行い、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの出産に対して、出産育児一時金等の支給額を4万円引き上げるとともに、被保険者等が医療機関等の分娩施設の窓口で出産費用をできるだけ現金で支払わなくても済むようにすることを目的に、「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」(以下、「直接支払制度」という。)が平成21年10月1日より実施されますことは、平成21年6月16日付け日医発第247号(保58)によりご連絡申し上げているところであります。

これに伴い、現在、保険者に対し導入に努めるよう求められている「出産育児一時金及び家族出産育児一時金の受取代理」(以下、「受取代理」という。)については、平成21年9月30日をもって廃止され、それに伴い下記のとおり留意事項が示されております。

また、平成21年10月1日より実施されます「直接支払制度」実施要綱におきまして、入院の際、健康保険法第106条等の規定に基づき、既に資格を喪失した健康保険等からの出産育児一時金等の支給を希望する者につきましては、現在加入する保険者から発行された被保険者証に併せて別途定める『資格喪失等を証明する書類』の提示を求められますが、今般、『資格喪失等を証明する書類』に記載すべき事項が下記のとおり示されましたので、ご連絡申し上げます。

さらに、厚生労働省において、平成21年10月からの出産育児一時金等の見直しに関して、当該見直し内容を広く妊婦やその家族に周知すべく、母子健康手帳に貼付可能な広報シールを作成し、平成21年10月1日以降の出産予定者に対する母子健康手帳の交付の際に、当該シールが併せて配布されるよう、各都道府県担当部局あてに通知されておりますので、併せてご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

## 記

[「出産育児一時金及び家族出産育児一時金の受取代理」廃止に伴う留意事項について]

- ① 平成21年9月以前に出産予定であるとして、既に従来受取代理に関する所定の手続きを済ませている場合であって、実際の出産が平成21年10月以降となった場合

従来の受取代理専用に出産育児一時金請求書を、「直接支払制度」実施要綱に定める代理契約に係る合意文書とみなして扱うものとし、病院、診療所または助産所（以下、「医療機関等」という。）においては直接支払制度が活用されることとなります。

平成21年9月以前の出産予定日から相当の期間を経過しても、受取代理人である医療機関等から必要書類の送付がなされない場合は、出産日が10月以降となり直接支払制度が活用されている可能性があることから、保険者等から当該医療機関等または被保険者に対し確認の連絡が行われる場合があります。

- ② 平成21年10月以降に出産予定であるとして、既に「直接支払制度」実施要綱に定める代理契約を締結している場合であって、実際の出産が平成21年9月以前となった場合

医療機関等から「直接支払制度」実施要綱に定める代理契約に係る合意文書の写しの提出があれば、保険者は出産後であっても、医療機関等と必要な調整を行いつつ、速やかに受取代理専用に出産育児一時金請求書を交付し、受取代理に準じた取扱いを行うなど、出産に係る被保険者の経済的負担の軽減が図られるよう努めることとなります。

[資格喪失等を証明する書類について]

退職により健康保険組合等の資格を喪失した妊婦（資格喪失の前日まで継続して1年以上被保険者であった者で、退職後は被扶養者となっている場合、または市町村等の国民健康保険に加入している場合に限る。）が、退職後6ヶ月以内に出産された場合は、既に資格を喪失した健康保険等から出産育児一時金等の支給を受けることを選択することが可能であり、その場合、現在加入する保険の被保険者証と併せて加入していた保険の「資格喪失等を証明する書類」を医療機関等の分娩施設に提示する必要があります。

この「資格喪失等を証明する書類」の交付にあたっては、次の事項が記載されている必要があります。

- ① 保険者番号・名称、被保険者証の記号・番号
- ② 氏名及び生年月日
- ③ 資格喪失日
- ④ 資格喪失後6ヶ月以内の出産である等の要件を満たせば、健康保険組合（または全国健康保険協会）から出産育児一時金の支給を受けることが可能である旨
- ⑤ その場合の出産育児一時金の支給総額（付加給付を含む。）

[母子健康手帳に貼付可能な広報シールについて]

当該シールは、平成21年10月1日以降の出産予定者に対する母子健康手帳の交付の際に併せて配布されることとなりますが、妊婦やその家族等に対し、出産育児一時金等の見直し内容を周知するとともに、「直接支払制度」の利用を希望する被保険者等については、当該シールを母子健康手帳に貼付し、分娩に当たって医療機関等に入院する際、被保険者証とともに当該シールを提示することで、「直接支払制度」の利用を希望する旨申し出たこととなりますので、医療機関等におきましては、その意向に沿った対応をすることとなります。

<添付資料>

- ・「出産育児一時金及び家族出産育児一時金の受取代理について」の廃止について  
(平 21. 8. 24 保保発 0824 第 17 号 厚生労働省保険局保険課長)
- ・「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱における「資格喪失等を証明する書類」について  
(平 21. 8. 24 保保発 0824 第 22 号 厚生労働省保険局保険課長)
- ・「平成21年10月からの出産育児一時金の見直しにかかる妊婦等への周知広報シールの配布の協力依頼について」について  
(平 21. 8. 25 事務連絡 厚生労働省保険局総務課)

保保発0824第17号  
平成21年8月24日

日本医師会長 殿

厚生労働省保険局保険課長

「出産育児一時金及び家族出産育児一時金の受取代理について」の廃止について

標記については、別添のとおり、社会保険庁運営部企画課長、地方厚生（支）局長、全国健康保険協会理事長及び健康保険組合理事長あて通知したので、御了知願いたい。

保保発0824第13号  
平成21年8月24日

社会保険庁運営部企画課長 殿

厚生労働省保険局保険課長  
(公 印 省 略)

「出産育児一時金及び家族出産育児一時金の受取代理について」の廃止について

「出産育児一時金及び家族出産育児一時金の受取代理について」（平成18年8月30日保保発第0830003号。以下「受取代理通知」という。）については、「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度の取扱いについて」（平成21年5月29日保発第0529005号）別添「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱（以下「実施要綱」という。）の第3の2のとおり、本年9月30日をもって廃止する。廃止に当たっての留意事項を下記のとおりとするので、その運用に当たっては遺憾なきを期されたい。

記

1. 本年9月以前に出産予定であるとして、既に受取代理通知に基づく所定の手続を済ませている場合であって、実際の出産が本年10月以降となったとき

受取代理通知第3の1に定める受取代理専用のお産育児一時金請求書を、実施要綱第2の2（1）に定める代理契約（以下「代理契約」という。）に係る合意文書とみなして扱うものとし、病院、診療所又は助産所（以下「医療機関等」という。）においては直接支払制度が活用されることとなる。出産予定日から相当の期間を経過しても、受取代理人である医療機関等から必要書類の送付がされない場合は、出産日が10月以降となり直接支払制度が活用されている可能性があるため、当該医療機関等又は被保険者（被保険者であった者を含む。以下同じ。）に対し確認の連絡をされたい。

2. 本年10月以降に出産予定であるとして、既に代理契約を締結している場合であって、実際の出産が本年9月以前となったとき

医療機関等から代理契約に係る合意文書の写しの提出があれば、出産後であっても、医療機関等と必要な調整を行いつつ、速やかに受取代理専用のお産育児一時金請求書を交付し、受取代理通知に準じた取扱いを行うなど、出産に係る被保険者の経済的負担の軽減が図られるよう努められたい。

保保発0824第14号  
平成21年8月24日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省保険局保険課長  
(公 印 省 略)

「出産育児一時金及び家族出産育児一時金の受取代理について」の廃止について

「出産育児一時金及び家族出産育児一時金の受取代理について」（平成18年8月30日保保発第0830004号。以下「受取代理通知」という。）については、「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度の取扱いについて」（平成21年5月29日保発第0529006号）別添「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱（以下「実施要綱」という。）の第3の2のとおり、本年9月30日をもって廃止する。廃止に当たっての留意事項を下記のとおりとするので、保険者の指導に当たって御配慮願いたい。

#### 記

1. 本年9月以前に出産予定であるとして、既に受取代理通知に基づく所定の手続を済ませている場合であって、実際の出産が本年10月以降となったとき

受取代理通知第3の1に定める受取代理専用のお産育児一時金請求書を、実施要綱第2の2（1）に定める代理契約（以下「代理契約」という。）に係る合意文書とみなして扱うものとし、病院、診療所又は助産所（以下「医療機関等」という。）においては直接支払制度が活用されることとなる。出産予定日から相当の期間を経過しても、受取代理人である医療機関等から必要書類の送付がされない場合は、出産日が10月以降となり直接支払制度が活用されている可能性があるため、当該医療機関等又は被保険者（被保険者であった者を含む。以下同じ。）に対し確認の連絡をされたい。

2. 本年10月以降に出産予定であるとして、既に代理契約を締結している場合であって、実際の出産が本年9月以前となったとき

医療機関等から代理契約に係る合意文書の写しの提出があれば、出産後であっても、医療機関等と必要な調整を行いつつ、速やかに受取代理専用のお産育児一時金請求書を交付し、受取代理通知に準じた取扱いを行うなど、出産に係る被保険者の経済的負担の軽減が図られるよう努められたい。

保保発0824第15号  
平成21年8月24日

全国健康保険協会理事長 殿

厚生労働省保険局保険課長

「出産育児一時金及び家族出産育児一時金の受取代理について」の廃止について

「出産育児一時金及び家族出産育児一時金の受取代理について」（平成18年8月30日保保発第0830003号。以下「受取代理通知」という。）については、「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度の取扱いについて」（平成21年5月29日保発第0529008号）別添「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱（以下「実施要綱」という。）の第3の2のとおり、本年9月30日をもって廃止する。廃止に当たっての留意事項を下記のとおりとするので、その運用に当たっては遺憾なきを期されたい。

#### 記

1. 本年9月以前に出産予定であるとして、既に受取代理通知に基づく所定の手続を済ませている場合であって、実際の出産が本年10月以降となったとき

受取代理通知第3の1に定める受取代理専用のお産育児一時金請求書を、実施要綱第2の2（1）に定める代理契約（以下「代理契約」という。）に係る合意文書とみなして扱うものとし、病院、診療所又は助産所（以下「医療機関等」という。）においては直接支払制度が活用されることとなる。お産予定日から相当の期間を経過しても、受取代理人である医療機関等から必要書類の送付がされない場合は、お産日が10月以降となり直接支払制度が活用されている可能性があるため、当該医療機関等又は被保険者（被保険者であった者を含む。以下同じ。）に対し確認の連絡をされたい。

2. 本年10月以降に出産予定であるとして、既に代理契約を締結している場合であって、実際のお産が本年9月以前となったとき

医療機関等から代理契約に係る合意文書の写しの提出があれば、お産後であっても、医療機関等と必要な調整を行いつつ、速やかに受取代理専用のお産育児一時金請求書を交付し、受取代理通知に準じた取扱いを行うなど、お産に係る被保険者の経済的負担の軽減が図られるよう努められたい。

保保発0824第16号  
平成21年8月24日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局保険課長

「出産育児一時金及び家族出産育児一時金の受取代理について」の廃止について

「出産育児一時金及び家族出産育児一時金の受取代理について」（平成18年8月30日保保発第0830005号。以下「受取代理通知」という。）については、「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度の取扱いについて」（平成21年5月29日保発第0529008号）別添「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱（以下「実施要綱」という。）の第3の2のとおり、本年9月30日をもって廃止する。廃止に当たっての留意事項を下記のとおりとするので、その運用に当たっては遺憾なきを期されたい。

#### 記

1. 本年9月以前に出産予定であるとして、既に受取代理通知に基づく所定の手続を済ませている場合であって、実際の出産が本年10月以降となったとき

受取代理通知第3の1に定める受取代理専用のお産育児一時金請求書を、実施要綱第2の2（1）に定める代理契約（以下「代理契約」という。）に係る合意文書とみなして扱うものとし、病院、診療所又は助産所（以下「医療機関等」という。）においては直接支払制度が活用されることとなる。お産予定日から相当の期間を経過しても、受取代理人である医療機関等から必要書類の送付がされない場合は、お産日が10月以降となり直接支払制度が活用されている可能性があるため、当該医療機関等又は被保険者（被保険者であった者を含む。以下同じ。）に対し確認の連絡をされたい。

2. 本年10月以降に出産予定であるとして、既に代理契約を締結している場合であって、実際のお産が本年9月以前となったとき

医療機関等から代理契約に係る合意文書の写しの提出があれば、お産後であっても、医療機関等と必要な調整を行いつつ、速やかに受取代理専用のお産育児一時金請求書を交付し、受取代理通知に準じた取扱いを行うなど、お産に係る被保険者の経済的負担の軽減が図られるよう努められたい。

保保発0824第22号  
平成21年8月24日

日本医師会長 殿

厚生労働省保険局保険課長

「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱における  
「資格喪失等を証明する書類」について

標記については、別添のとおり、社会保険庁運営部企画課長、地方厚生（支）局長、全国健康保険協会理事長及び健康保険組合理事長あて通知したので、御了知願いたい。

保保発0824第18号  
平成21年8月24日

社会保険庁運営部企画課長 殿

厚生労働省保険局保険課長  
(公 印 省 略)

「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱における  
「資格喪失等を証明する書類」について

「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度の取扱いについて」（平成21年5月29日保発第0529005号）別添「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱（以下「実施要綱」という。）の第2の2（2）①において別途定めることとした「資格喪失等を証明する書類」については下記のとおりとするので、その運用に当たっては遺憾なきを期されたい。

なお、本通知については、保険局国民健康保険課と調整済みであることを申し添える。

#### 記

実施要綱に定める直接支払制度の円滑な実施及び出産育児一時金等の二重給付の防止を図る観点から、女性である被保険者の資格喪失に当たっては、

- ① 一定の要件を満たせば船員保険法（昭和14年法律第73号）第32条ノ3に基づく出産育児一時金の受給が可能であること、
- ② 資格喪失後に直接支払制度により加入していた船員保険からの受給を希望する場合は、出産に係る入院時に、病院、診療所又は助産所に対し、その時点で加入する保険の被保険者証に併せて、加入していた船員保険の保険者の発行する証明書類の提示が必要であること、

を周知されたい。

被保険者であった者（船員保険法第32条ノ3に規定する資格要件を満たす者に限る。以下同じ。）から証明書類の交付依頼があった場合には、次の事項を記載した書類を交付すること。なお、資格喪失手続等の際に、6ヶ月以内に出産予定であることを把握できた者に対しては、当該者からの依頼を待たずに証明書類を交付することとするなど、被保険者であった者の負担軽減を図られたい。

#### 【証明書類に記載する事項】

- ・ 保険者番号・名称、被保険者証の記号・番号
- ・ 氏名及び生年月日
- ・ 資格喪失日
- ・ 資格喪失後6ヶ月以内の出産である等の要件を満たせば、船員保険から出産育児一

- 時金の支給を受けることが可能である旨
- ・ その場合の出産育児一時金の支給総額

なお、既に資格喪失証明書の発行を行っている場合などには、以下の文案を参考にした書面を併せて交付するなど工夫されたい。

(別添)

～ 妊娠されている方へ ～

退職後6ヶ月以内に出産された場合は、当組合から出産育児一時金【付加給付を含む総額〇〇】万円の支給を受けることを選択することができます。

出産時に現在ご加入の保険から支給される金額をご確認いただき、その結果、当組合からの受給を希望される場合は、出産のために入院される際に、現在ご加入の保険の被保険者証と併せて資格喪失証明書も分娩施設（病院、診療所又は助産所）へ御提示ください。

(注意事項)

1年以上被保険者であった方(※1)が、退職後は被扶養者となっている場合(※2)か、市町村等の国民健康保険にご加入の場合に限ります。

その時点でご加入の保険又は当組合のいずれかを選択いただき、いずれかより出産育児一時金等の支給が受けられます。

また、産科医療補償制度に加入していない病院等で出産された場合等の支給額は【〇〇-3】万円となります。

(※1) 資格喪失日(任意継続被保険者の資格を喪失した方は、その資格を取得した日)の前日まで継続して1年以上(任意継続被保険者や共済組合の組合員であった期間は除き、他の健保組合や協会けんぽの被保険者であった期間は含みます)被保険者であった方を指します。

(※2) 他の健保組合や協会けんぽ、共済組合等の被扶養者となっても構いません。

保保発0824第19号  
平成21年8月24日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省保険局保険課長  
（公 印 省 略）

「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱における  
「資格喪失等を証明する書類」について

「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度の取扱いについて」（平成21年5月29日保発第0529006号）別添「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱（以下「実施要綱」という。）の第2の2（2）①において別途定めることとした「資格喪失等を証明する書類」については下記のとおりとするので、保険者の指導に当たって御配慮願いたい。

なお、本通知については、保険局国民健康保険課と調整済みであることを申し添える。

#### 記

実施要綱に定める直接支払制度の円滑な実施及び出産育児一時金等の二重給付の防止を図る観点から、女性である被保険者の資格喪失に当たっては、

- ① 一定の要件を満たせば健康保険法（大正11年法律第70号）第106条に基づく出産育児一時金の受給が可能であること、
- ② 資格喪失後に直接支払制度により加入していた健康保険からの受給を希望する場合は、出産に係る入院時に、病院、診療所又は助産所に対し、その時点で加入する保険の被保険者証に併せて、加入していた健康保険の保険者の発行する証明書類の提示が必要であること、

を周知されたい。

被保険者であった者（健康保険法第106条に規定する資格要件を満たす者に限る。以下同じ。）から証明書類の交付依頼があった場合には、次の事項を記載した書類を交付すること。なお、資格喪失手続等の際に、6ヶ月以内に出産予定であることを把握できた者に対しては、当該者からの依頼を待たずに証明書類を交付することとするなど、被保険者であった者の負担軽減を図られたい。

#### 【証明書類に記載する事項】

- ・ 保険者番号・名称、被保険者証の記号・番号
- ・ 氏名及び生年月日
- ・ 資格喪失日
- ・ 資格喪失後6ヶ月以内の出産である等の要件を満たせば、健康保険組合（又は全国

健康保険協会) から出産育児一時金の支給を受けることが可能である旨

- ・ その場合の出産育児一時金の支給総額 (付加給付を含む)

なお、既に資格喪失証明書の発行がシステム化等されている健康保険組合 (又は全国健康保険協会) においては、別添の例を参考にした書面を併せて交付するなど工夫されたい。

(別添)

～ 妊娠されている方へ ～

退職後6ヶ月以内に出産された場合は、当組合から出産育児一時金【付加給付を含む総額〇〇】万円の支給を受けることを選択することができます。

出産時に現在ご加入の保険から支給される金額をご確認いただき、その結果、当組合からの受給を希望される場合は、出産のために入院される際に、現在ご加入の保険の被保険者証と併せて資格喪失証明書も分娩施設（病院、診療所又は助産所）へ御提示ください。

(注意事項)

1年以上被保険者であった方(※1)が、退職後は被扶養者となっている場合(※2)か、市町村等の国民健康保険にご加入の場合に限ります。

その時点でご加入の保険又は当組合のいずれかを選択いただき、いずれかより出産育児一時金等の支給が受けられます。

また、産科医療補償制度に加入していない病院等で出産された場合等の支給額は【〇〇-3】万円となります。

(※1) 資格喪失日(任意継続被保険者の資格を喪失した方は、その資格を取得した日)の前日まで継続して1年以上(任意継続被保険者や共済組合の組合員であった期間は除き、他の健保組合や協会けんぽの被保険者であった期間は含みます)被保険者であった方を指します。

(※2) 他の健保組合や協会けんぽ、共済組合等の被扶養者となっても構いません。

保保発0824第20号  
平成21年8月24日

全国健康保険協会理事長 殿

厚生労働省保険局保険課長

「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱における  
「資格喪失等を証明する書類」について

「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度の取扱いについて」（平成21年5月29日保発第0529008号）別添「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱（以下「実施要綱」という。）の第2の2（2）①において別途定めることとした「資格喪失等を証明する書類」については下記のとおりとするので、その運用に当たっては遺憾なきを期されたい。

なお、本通知については、保険局国民健康保険課と調整済みであることを申し添える。

#### 記

実施要綱に定める直接支払制度の円滑な実施及び出産育児一時金等の二重給付の防止を図る観点から、女性である被保険者の資格喪失に当たっては、

- ① 一定の要件を満たせば健康保険法（大正11年法律第70号）第106条に基づく出産育児一時金の受給が可能であること、
- ② 資格喪失後に直接支払制度により加入していた健康保険からの受給を希望する場合は、出産に係る入院時に、病院、診療所又は助産所に対し、その時点で加入する保険の被保険者証に併せて、加入していた健康保険の保険者の発行する証明書類の提示が必要であること、

を周知されたい。

被保険者であった者（健康保険法第106条に規定する資格要件を満たす者に限る。以下同じ。）から証明書類の交付依頼があった場合には、次の事項を記載した書類を交付すること。なお、資格喪失手続等の際に、6ヶ月以内に出産予定であることを把握できた者に対しては、当該者からの依頼を待たずに証明書類を交付することとするなど、被保険者であった者の負担軽減を図られたい。

#### 【証明書類に記載する事項】

- ・ 保険者番号・名称、被保険者証の記号・番号
- ・ 氏名及び生年月日
- ・ 資格喪失日
- ・ 資格喪失後6ヶ月以内の出産である等の要件を満たせば、全国健康保険協会から出

産育児一時金の支給を受けることが可能である旨

- ・ その場合の出産育児一時金の支給総額

なお、既に資格喪失証明書の発行を行っている場合などには、以下の文案を参考にした書面を併せて交付するなど工夫されたい。

(別添)

～ 妊娠されている方へ ～

退職後6ヶ月以内に出産された場合は、船員保険から出産育児一時金42万円の支給を受けることを選択することができます。

出産時に現在ご加入の保険から支給される金額をご確認いただき、その結果、船員保険からの受給を希望される場合は、出産のために入院される際に、現在ご加入の保険の被保険者証と併せて資格喪失証明書も分娩施設(病院、診療所又は助産所)へ御提示ください。

(注意事項)

1年以上被保険者であった方(※1)が、退職後は被扶養者となっている場合(※2)か、市町村等の国民健康保険にご加入の場合に限ります。

その時点でご加入の保険又は船員保険のいずれかを選択いただき、いずれかより出産育児一時金等の支給が受けられます。

また、産科医療補償制度に加入していない病院等で出産された場合等の支給額は39万円となります。

(※1) 資格喪失日(任意継続被保険者の資格を喪失した方は、その資格を取得した日)の前日まで継続して1年以上(任意継続被保険者や共済組合の組合員であった期間は除き、他の健保組合や協会けんぽの被保険者であった期間は含みます)被保険者であった方を指します。

(※2) 健保組合や協会けんぽ、共済組合等の被扶養者となっても構いません。

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局保険課長

「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱における  
「資格喪失等を証明する書類」について

「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度の取扱いについて」（平成21年5月29日保発第0529008号）別添「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱（以下「実施要綱」という。）の第2の2（2）①において別途定めることとした「資格喪失等を証明する書類」については下記のとおりとするので、その運用に当たっては遺憾なきを期されたい。

なお、本通知については、保険局国民健康保険課と調整済みであることを申し添える。

記

実施要綱に定める直接支払制度の円滑な実施及び出産育児一時金等の二重給付の防止を図る観点から、女性である被保険者の資格喪失に当たっては、

- ① 一定の要件を満たせば健康保険法（大正11年法律第70号）第106条に基づく出産育児一時金の受給が可能であること、
- ② 資格喪失後に直接支払制度により加入していた健康保険からの受給を希望する場合は、出産に係る入院時に、病院、診療所又は助産所に対し、その時点で加入する保険の被保険者証に併せて、加入していた健康保険の保険者の発行する証明書類の提示が必要であること、

を周知されたい。

被保険者であった者（健康保険法第106条に規定する資格要件を満たす者に限る。以下同じ。）から証明書類の交付依頼があった場合には、次の事項を記載した書類を交付すること。なお、資格喪失手続等の際に、6ヶ月以内に出産予定であることを把握できた者に対しては、当該者からの依頼を待たずに証明書類を交付することとするなど、被保険者であった者の負担軽減を図られたい。

【証明書類に記載する事項】

- ・ 保険者番号・名称、被保険者証の記号・番号
- ・ 氏名及び生年月日
- ・ 資格喪失日
- ・ 資格喪失後6ヶ月以内の出産である等の要件を満たせば、健康保険組合から出産育

児一時金の支給を受けることが可能である旨

- ・ その場合の出産育児一時金の支給総額（付加給付を含む）

なお、既に資格喪失証明書の発行がシステム化等されている健康保険組合においては、別添の例を参考にした書面を併せて交付するなど工夫されたい。

(別添)

～ 妊娠されている方へ ～

退職後6ヶ月以内に出産された場合は、当組合から出産育児一時金【付加給付を含む総額〇〇】万円の支給を受けることを選択することができます。

出産時に現在ご加入の保険から支給される金額をご確認いただき、その結果、当組合からの受給を希望される場合は、出産のために入院される際に、現在ご加入の保険の被保険者証と併せて資格喪失証明書も分娩施設（病院、診療所又は助産所）へ御提示ください。

(注意事項)

1年以上被保険者であった方(※1)が、退職後は被扶養者となっている場合(※2)か、市町村等の国民健康保険にご加入の場合に限ります。

その時点でご加入の保険又は当組合のいずれかを選択いただき、いずれかより出産育児一時金等の支給が受けられます。

また、産科医療補償制度に加入していない病院等で出産された場合等の支給額は【〇〇-3】万円となります。

(※1) 資格喪失日(任意継続被保険者の資格を喪失した方は、その資格を取得した日)の前日まで継続して1年以上(任意継続被保険者や共済組合の組合員であった期間は除き、他の健保組合や協会けんぽの被保険者であった期間は含みます)被保険者であった方を指します。

(※2) 他の健保組合や協会けんぽ、共済組合等の被扶養者となっても構いません。

事 務 連 絡

平成21年8月25日

日本医師会 御中

厚生労働省保険局総務課

「平成21年10月からの出産育児一時金の見直しにかかる  
妊婦等への周知広報シールの配布の協力依頼について」について

平素より大変お世話になっております。

平成21年10月からの出産育児一時金の見直しにかかる妊婦等への周知・  
広報として、各自治体で母子健康手帳を交付する際に併せて配付するシールを  
作成し、別添のとおり各都道府県母子保健主管部局担当者あて送付しましたの  
で、御了知願います。

なお、別添事務連絡に添付しました各都道府県別の配布基準につきましては、  
例として東京都分を付けさせていただきます。

(別添)

事 務 連 絡  
平成 2 1 年 8 月 2 5 日

各都道府県 母子保健主管部局担当者 殿

厚生労働省  
保 険 局 総 務 課  
保 険 局 保 険 課  
保険局国民健康保険課

平成 2 1 年 1 0 月からの出産育児一時金の見直しにかかる  
妊婦等への周知広報シールの配布の協力依頼について

平素より大変お世話になっております。

さて、公的医療保険各制度におきましては、出産費用の経済的負担の軽減を図ることを目的として、出産育児一時金を支給しているところですが、平成 2 1 年 1 0 月より平成 2 3 年 3 月までの間、少子化対策の一環として、暫定的に当該出産育児一時金の支給額を 4 万円引き上げ、原則 4 2 万円とするとともに、出産費用に出産育児一時金を直接充てることができるよう、原則として、各医療保険者から直接医療機関等に出産育児一時金を支払う仕組みとすることを予定しているところです。

このたび、当該見直し内容を広く妊婦やその家族等に周知することを目的として、母子健康手帳に貼付可能な広報シールを当方にて作成いたしましたので、別添の配布基準により貴管内市町村（指定都市、中核市、保健所設置市、特別区を含む。）へ配布いただくとともに、本年 1 0 月 1 日以降の出産予定者に対する母子健康手帳の交付時に当該シールをあわせて配布されるよう、指導方よろしく願いいたします。

なお、本事務連絡につきましては、厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課と調整済みであること、また、貴都道府県国民健康保険担当課へも連絡していることを申し添えます。

【照会先】

厚生労働省保険局

○ 総務課企画調査係 石田

TEL (03) 5253-1111 (内線) 3218

○ 国民健康保険課企画法令係 小野

TEL (03) 5253-1111 (内線) 3258

**平成21年10月1日以降に出産される方へ**

**出産育児一時金は、平成21年10月から、**

- ① **原則42万円となり（4万円引上げ）**
- ② **病院等から請求される出産費用については、原則42万円の範囲内で医療保険者から病院等に出産育児一時金を直接支払うことになるため、事前に多額の現金等を準備する必要がなくなります（直接支払制度）。**

※ 出産育児一時金が42万円以上支給される場合でも、42万円までが直接支払制度の対象です。42万円を超える部分をご加入の医療保険者にご自身で請求いただくことになります。

※ 出産費用が42万円未満で収まった場合は、ご本人様はその差額を医療保険者に請求することができます。

※ 直接支払制度の利用を希望されない場合は、従来の支払方法（出産後の事後払い）の利用も可能です（ただし、出産費用を、病院等にいったんご自身で支払うこととなります）。

☆厚生労働省ホームページに出産育児一時金の見直しについての情報を掲載していますのでご参照ください。

**直接支払制度の利用を希望される方は、病院等の窓口でこのシールと保険証を提示し申し出てください。**

**医療機関・助産所の窓口の担当の方へ**

**私は、出産育児一時金の直接支払制度の利用を希望いたします。つきましては、手続をよろしくお願いします。**

## 東京都

市区町村名	参考配付部数
13101千代田区	176
13102中央区	585
13103港区	1,021
13104新宿区	1,013
13105文京区	758
13106台東区	628
13107墨田区	1,000
13108江東区	2,090
13109品川区	1,441
13110目黒区	981
13111大田区	2,843
13112世田谷区	3,500
13113渋谷区	795
13114中野区	1,081
13115杉並区	1,969
13116豊島区	852
13117北区	1,160
13118荒川区	741
13119板橋区	2,165
13120練馬区	3,072
13121足立区	2,702
13122葛飾区	1,971
13123江戸川区	3,383
13201八王子市	2,233
13202立川市	795
13203武蔵野市	516
13204三鷹市	769
13205青梅市	560
13206府中市	1,173
13207昭島市	486
13208調布市	1,008
13209町田市	1,725
13210小金井市	432
13211小平市	805
13212日野市	811
13213東村山市	645
13214国分寺市	479
13215国立市	281
13218福生市	270
13219狛江市	313
13220東大和市	417
13221清瀬市	295
13222東久留米市	448
13223武蔵村山市	323
13224多摩市	609
13225稲城市	420
13227羽村市	273
13228あきる野市	355
13229西東京市	818
13303瑞穂町	119
13305日の出町	42
13307檜原村	5
13308奥多摩町	12
13361大島町	37
13362利島村	1
13363新島村	10

13364神津島村	8
13381三宅村	4
13382御蔵島村	2
13401八丈町	30
13402青ヶ島村	1
13421小笠原村	16
合計	53,457
発送部数	53,600

※平成19年人口動態統計をもとに算出